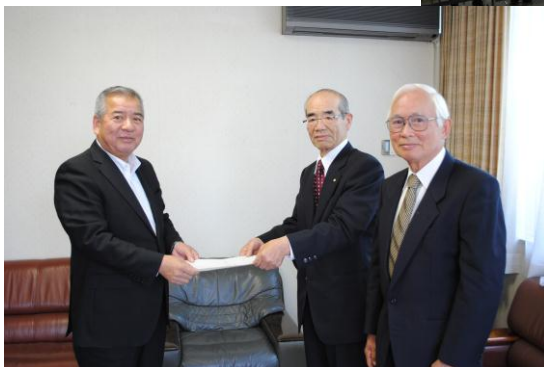


資料編



吉富町総合計画審議会



答申

1 吉富町民憲章

昭和57年5月19日

わたしたちは、天地の恵み豊かなこの吉富町に誇りを持ち、わたしたちの手で、平和な明るい住みよい町にするため、ここに町民憲章を制定します。

- 1 自然の恵みに感謝し、環境をととのえ、潤いのある町をつくります。
- 1 教養を深め、伝統を重んじ、文化の香り高い町をつくります。
- 1 勤労を尊び、産業を伸ばし、豊かで活力ある町をつくります。
- 1 スポーツに親しみ、心身を鍛え、健康で明るい町をつくります。
- 1 人を大切にし、町を愛し、平和で住みよい吉富町をつくります。



町の木「もくせい」



町の花「さつき」

2 吉富町総合計画審議会規則

昭和47年1月7日
規則第28号

(趣旨)

第1条 この規則は、吉富町附属機関に関する条例(昭和46年条例第120号)第3条の規定により吉富町総合計画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じて、吉富町総合計画に関する事項について必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 審議会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げるもののうちから町長が任命する。

- (1) 町議会議員
- (2) 識見を有する者
- (3) その他

3 委員は、当該諮問にかかる審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、企画財政課で処理する。

(委任規定)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和48年6月30日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和48年7月5日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

3 第4次吉富町総合計画審議会委員名簿

区分	氏名	摘要	役職
議会議員	藤家 清見	吉富町議会議長（任期：～平成23年4月30日）	
	花畑 明	〃（後任）（任期：平成23年5月12日～）	
	土屋 豊一	吉富町議会副議長（任期：～平成23年4月30日）	
	若山 征洋	〃（後任）（任期：平成23年5月12日～）	
識見有者	内尾 伸彦	吉富町教育委員会委員長	
	福田 喜正	吉富町行政改革推進委員会会長	
	是本 信義	吉富町都市計画審議会副会長	会長
その他	野依 洋右	吉富町自治会長	
	是木 輝義	吉富町農業委員会会長	
	江渕 孝義	吉富町土地改良区理事長	
	黒瀬 晃	吉富漁業協同組合組合長	
	仲宗根 稔	吉富町商工会会長・吉富町財政検討委員会会長	
	横川 清一	吉富町消防団団長	
	梅林 正一	吉富町民生委員児童委員協議会会長	
	野田 満記子	吉富町民生委員児童委員協議会主任児童委員	
	梅津 義人	吉富町社会福祉協議会会長 吉富町次世代育成支援対策行動計画推進委員会会長	
	佐田 秀敏	吉富町文化協会会長 吉富キッズクラブ育成連絡協議会会長	
	石井 厚	吉富町体育協会会長	
	太田 東機	吉富町寿会連合会会長	
	丸谷 幸子	よしとみレディース会長	
	若松 亮輔	吉富小学校PTA会長	
	守口 壽文	田辺三菱製薬工場（株）吉富工場工場長	
	守口 賢二郎	吉富町監査委員	
	山本 定生	住民代表（まちづくりワークショップ南部地域座長）	
	末延 忠昭	住民代表（まちづくりワークショップ西部地域座長）	
	仲 隆喜	住民代表（まちづくりワークショップ中心地域座長）	副会長
	荒井 正廣	住民代表（まちづくりワークショップ北部地域座長）	

4 諮問・答申

吉企財第95号
平成22年11月16日

吉富町総合計画審議会
会長 是本 信義 殿

吉富町長 今富 壽一郎

第4次吉富町総合計画について（諮問）

吉富町総合計画審議会規則第2条の規定により、「第4次吉富町総合計画」について貴審議会の意見を求めます。

平成23年5月30日

吉富町長 今富 壽一郎 殿

吉富町総合計画審議会
会長 是本 信義

第4次吉富町総合計画基本構想について（答申）

平成22年11月16日吉企財第95号をもって諮問のあった「吉富町総合計画」の基本構想について、本審議会において慎重に審議した結果、その内容はおおむね妥当であると認め、ここに答申します。

平成23年 6 月29日

吉富町長 今富 壽一郎 殿

吉富町総合計画審議会
会長 是本 信義

第4次吉富町総合計画前期基本計画について（答申）

平成 22 年 11 月 16 日吉企財第 95 号をもって諮問のあった「吉富町総合計画・前期基本計画」について、本審議会において慎重に審議した結果、その内容は妥当であると認めます。

なお、本計画の実現にあたっては次の事項について十分に配慮をされるよう意見として申し添えます。

1. 本計画を広く町民に周知し、目指す町の将来像に向かい、町民と行政が連携・協力して共にまちづくりを行う協働のまちづくりの推進に努めること。
2. 本計画の進行については、全庁的な体制で一つひとつの項目を大切に協議するとともに、社会経済情勢などの状況変化にも柔軟に対応し、着実に効果的な施策の実施に努めること。

5 議決

議案第 28 号

第 4 次吉富町総合計画・基本構想の策定について

第 4 次吉富町総合計画・基本構想を別紙のように定めたいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 4 項の規定により、議決を求める。

平成23年 6 月10日提出

吉富町長 今富 壽一郎

平成23年 6 月20日原案可決

吉富町議会議長 花畑 明

6 吉富町総合計画策定委員会設置規程

平成12年1月4日

訓令第1号

(設置)

第1条 吉富町総合計画(以下「総合計画」という。)の策定に必要な事項の審議及び調整を行うため、吉富町総合計画策定委員会(以下「計画策定委員会」という。)を設置する。

(事務)

第2条 計画策定委員会は、次に掲げる事項について審議及び調整を行う。

- (1) 総合計画に関する事項
- (2) その他総合計画策定に関する事項

(組織)

第3条 計画策定委員会は会長、副会長及び委員で組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 副会長は、副町長をもって充てる。
- 4 委員は、教育長及び課長をもって充てる。
- 5 前項の規定に関わらず、その他町長が特に必要と認めたものを委員に充てることができる。

(計画策定委員会の開催)

第4条 計画策定委員会の会議は会長が招集し、議長となる。

(ワーキンググループ)

第5条 計画策定委員会の補助機関としてワーキンググループ(以下「グループ」という。)を置く。

- 2 グループは、会長が選任するメンバーと企画財政課長により構成する。
- 3 グループの総括者は、企画財政課長をもって充てる。

(庶務)

第6条 計画策定委員会及びグループの庶務は、企画財政課が処理する。

(委任)

第7条 前項までに定めるもののほか計画策定委員会及びグループの必要事項は、会長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年1月12日訓令第1号)

この訓令は、公布の日から施行する。

7 第4次吉富町総合計画策定委員会委員名簿

職名	氏名
町長（会長）	今富 壽一郎
教育長	磯田 五孝
〃（後任）	園田 陽一
総務課長	梶 秀治
健康福祉課長	畑田 英文
〃（後任）	上西 裕
住民課長	峯本 安昭
産業建設課長	赤尾 肇一
税務課長	友田 博文
会計課長	江河 厚志
上下水道課長	大塚 和己
教務課長	岩谷 三恵子
〃（後任）	田中 修
企画財政課長	古賀 茂
議会事務局長	高尾 邦晴
〃（後任）	畑田 英文
中学校組合事務局次長	山本 高亮

8 第4次吉富町総合計画策定委員会ワーキンググループ名簿

所属	氏名
総務課	奥邨 厚志
健康福祉課	小原 弘光・工藤 多津子・泉 智恵美
住民課	瀬口 浩
産業建設課	赤尾 慎一・和才 薫
税務課	永野 公敏
会計課	鍛冶 幸平
上下水道課	奥田 健一・奥家 照彦
教育委員会	向野 正秀・古原 かずみ
企画財政課	守口 英伸
総括者・事務局	古賀 茂・石丸 順子

9 地域別まちづくりワークショップ参加者名簿

<南部地域>

氏名	自治会
○ 山本 定生	幸子団地
今西 芳之	幸子古
出口 高美	幸子古
瀬口 勝美	幸子上
古原 かずみ	職員
田中 修	職員
瀬口 浩	職員
和才 薫	職員
工藤 多津子	職員
石丸 順子	職員
太田 恵介	職員
古川 苑子	職員

<中心地域>

氏名	自治会
釘崎 周二	広津上
○ 仲 隆喜	広津上
渡邊 泰助	和井田
恒成 秀泰	和井田
古賀 茂	職員
山本 高亮	職員
上西 裕	職員
奥田 健一	職員
永野 公敏	職員
川口 彩	職員
加々見 哲也	職員
若山 将士	職員

<西部地域>

氏名	自治会
土屋 富子	土屋
○ 末延 忠昭	今吉下
谷元 由美	今吉下
軍神 健次	別府
太田 東機	別府
太田 博文	別府
生嶋 博行	別府
太田 文則	別府
塚崎 康弘	今吉上
小原 弘光	職員
梅林 秀一	職員
竹内 一代	職員

<北部地域>

氏名	自治会
守口 八重子	小犬丸上
守口 澄良	小犬丸上
湊本 操	高浜
花畑 綱寛	小犬丸下
久永 正幸	界木
○ 荒井 正廣	喜連島下
奥邨 厚志	職員
赤尾 慎一	職員
守口 英伸	職員
奥家 照彦	職員
鍛冶 幸平	職員
東谷 大和	職員
西岡 恵	職員

○：座長

10 策定経過

年 月 日	事 項
平成 22 年 6 月 21 日	第 1 回策定委員会
平成 22 年 6 月 25 日 ～7 月 14 日	住民意識調査（アンケート調査）
平成 22 年 7 月 1 日 ～7 月 16 日	地域別まちづくりワークショップ参加者募集
平成 22 年 7 月 13 日	第 1 回ワーキング会議
平成 22 年 8 月 3 日	第 1 回地域別まちづくりワークショップ（全体会）
平成 22 年 10 月 1 日	第 2 回地域別まちづくりワークショップ【中心地域・南部地域】
平成 22 年 10 月 5 日	第 2 回地域別まちづくりワークショップ【北部地域・西部地域】
平成 22 年 11 月 10 日	第 2 回ワーキング会議
平成 22 年 11 月 10 日	第 2 回策定委員会
平成 22 年 11 月 16 日	第 1 回審議会（諮問）
平成 22 年 11 月 25 日	第 3 回地域別まちづくりワークショップ（地域散策）【南部地域】
平成 22 年 11 月 28 日	第 3 回地域別まちづくりワークショップ（地域散策） 【中心地域・北部地域】
平成 22 年 12 月 5 日	第 3 回地域別まちづくりワークショップ（地域散策）【西部地域】
平成 23 年 1 月 28 日	第 3 回ワーキング会議
平成 23 年 2 月 3 日	第 4 回地域別まちづくりワークショップ【中心地域・南部地域】
平成 23 年 2 月 4 日	第 4 回地域別まちづくりワークショップ【北部地域・西部地域】
平成 23 年 2 月 7 日	第 3 回策定委員会
平成 23 年 2 月 25 日	第 4 回ワーキング会議
平成 23 年 2 月 25 日	第 4 回策定委員会
平成 23 年 3 月 2 日	第 5 回策定委員会
平成 23 年 3 月 9 日	第 2 回審議会
平成 23 年 3 月 29 日	第 5 回ワーキング会議
平成 23 年 4 月 12 日	第 6 回ワーキング会議
平成 23 年 4 月 28 日	第 7 回ワーキング会議
平成 23 年 5 月 13 日	第 6 回策定委員会
平成 23 年 5 月 30 日	第 3 回審議会（基本構想 答申）
平成 23 年 6 月 20 日	総合計画・基本構想 議会議決
平成 23 年 6 月 21 日	第 8 回ワーキング会議
平成 23 年 6 月 21 日	第 7 回策定委員会
平成 23 年 6 月 29 日	第 4 回審議会（前期基本計画 答申）

11 都市計画図

